株式会社夢真ホールディングス

証券コード 2362

第 40 回 定時株主総会

招集ご通知

との株式交換契約承認の件

日時	2018年12月19日(水曜日)	目 次	
	午前9時30分(受付開始:午前9時)	第40回定時株主総会招集ご通知 …	1
場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング	株主総会参考書類	5
	22階 本社会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)	事業報告	39
決議事項		連結計算書類	58
第1号議案	剰余金の処分の件	計算書類	61
第2号議案	取締役7名選任の件	会計監査人の監査報告	64
第3号議案	監査役3名選任の件	監査役会の監査報告	66
第4号議案	当社と株式会社夢テクノロジー	<u> </u>	00

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 株式会社夢真ホールディングス 代表取締役社長 佐 藤 大 央

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年12月18日(火曜日) 午後6時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、2018年12月18日(火曜日)午後6時までに賛否をご入力ください。

敬具

==

- **1. 日 時** 2018年12月19日(水曜日)午前9時30分(受付開始:午前9時)
- 2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング22階 本社会議室
- 3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第40期 (2017年10月1日から2018年9月30日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第40期(2017年10月1日から2018年9月30日まで)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 当社と株式会社夢テクノロジーとの株式交換契約承認の件

以上

◎ 1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人による議決権を行使される場合は、議決権を行使することができる株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

- 3. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」、「個別注記表」及び株主総会参考書類のうち、株式会社夢テクノロジーの最終事業年度に係る計算書類等の内容として表示すべき事項につきましては、法 令 及 び 当 社 定 款 の 定 め に よ り 、 イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 当 社 ウ ェ ブ サ イ ト (http://www.yumeshin.co.jp/) に掲載しておりますので、本添付書類及び株主総会参考書類には記載しておりません。
- 4. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.yumeshin.co.jp/)に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。



株主総会にご出席

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。 (ご捺印は不要です。)

▷ 株主総会開催日時: 2018年12月19日(水曜日)午前9時30分(受付開始時刻 午前9時)



郵送(書面)による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

▷ 行使期限: 2018年12月18日 (火曜日) 午後6時到着分まで



インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォン等から議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスし、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

▷ 行使期限: 2018年12月18日 (火曜日) 午後6時入力分まで

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から当社 の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願 い申しあげます。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

2018年12月18日 (火曜日) 午後6時入力分まで 議決権行使期限:

「スマート行使」による方法 ペモルバ



議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取る ことで、議決権行使コードおよびパスワードの入力な しで簡単に議決権行使ができます。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再 度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決 権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

- インターネットによる議決権行使は、「ス マート行使」による方法のほか、パソコン やスマートフォン、携帯電話から、当行の 指定する議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net)をご利用 いただくことによってのみ可能です。
- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」 をご入力ください。



議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入 力ください。



以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問合せください。

(受付時間 午前9時~午後9時)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を、経営上の重要課題のひとつと考えております。

第40期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

銭
社普通株式 1 株につき 金 20円00銭 額 1,491,467,080円 お、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株 1 株につき金35円となります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位、担当	備考
1	できる しんご 佐藤 真吾	代表取締役会長	再任
2	できる。 だい お 佐藤 大央	代表取締役社長・執行役員社長	再任
3	そえ だ ゆうさく 添田 優作	取締役執行役員 管理本部長兼経営企画室部長兼関係会社管理部 部長	再任
4	がわ けんじろう	常務執行役員 営業第2本部長兼大阪営業所長	新任
5	さとう のりきょ 佐藤 義清	専務取締役	再任
6	さかもと ともひろ 坂本 朋博	取締役	再任 社外
7	が田 美紀	取締役	再任 社外

1 佐藤 真吾 (1947年3月14日生)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1970年 5 月 佐藤建築設計事務所 創業

예佐藤建築設計事務所 設立

代表取締役社長

1990年10月 (制佐藤建築設計事務所を㈱夢真に

組織変更及び商号変更

代表取締役社長

■ 所有する当社の株式数 18,425,440株 2005年8月当社代表取締役会長兼社長2011年6月㈱夢テクノロジー代表取締役社長2015年12月当社代表取締役会長(現任)

2 佐藤 大央 (1983年11月25日生)

再任

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2006年 4 月 野村不動産㈱ 入社

2010年 4 月 当社 入社

2010年12月 当社 取締役

2011年6月 ㈱夢テクノロジー 取締役 (現任)

2012年6月 (制佐藤総合企画 代表取締役(現任) 2015年12月 当社 代表取締役社長(現任)

■ 所有する当社の株式数 5,900株

3 添田 **優作** (1983年6月23日生)

再任

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2007年10月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパ

ン・インコーポレイテッド 入社

2013年8月 (c) Star Kitchen COO

2014年5月 (c) KOYUKI tokyo CEO

2016年 1 月 (c) Pizza 4P's 入社

2016年 9 月 ㈱Emotion Tech 広報・マーケテ

ィング部長

2017年 1 月 当社 入社

2017年 2 月 ㈱夢ソリューションズ代表取締役社長

2017年 7 月 当社 執行役員管理本部長兼経営企画

室部長兼関係会社管理部部長

2017年12月 当社 取締役執行役員

管理本部長兼経営企画室部長兼関係

会社管理部部長 (現任)

■ 所有する当社の株式数 2.000株 4 単二郎 (1973年6月14日生)

2016年 9 月 当社 常務執行役員営業統括本部

長兼仙台営業所長兼福岡営業所長

2018年 1 月 当社 常務執行役員営業第 2 本部 長兼大阪営業所長 (現任)

2016年12月 ㈱夢エデュケーション 代表取締役社長

㈱夢テクノロジー 取締役 (現任)

当社 専務取締役 (現任)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1995年 4 月 当社 入社

2014年7月 当社 執行役員仙台営業所長

2015年12月 当社 常務執行役員仙台営業所長

■ 所有する当社の株式数 58,500株

5 佐藤 **義清** (1963年4月22日生)

再任

新任

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1988年 4 月 ㈱第一勧業銀行 (現㈱みずほ銀行)

入行

2013年 4 月 同社 池袋支店 池袋第二部長

2016年5月 同社資産監査部長

2016年11月 当社 入社

■ 所有する当社の株式数 - 株

5 かもと ともひろ **坂本 朋博** (1962年12月17日生)

再任

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1987年 4 月 ㈱東京銀行 (現 ㈱三菱UFJ銀行)

入行

1996年10月 KPMGセンチュリー監査法人(現

有限責任あずさ監査法人) 入所

2000年 4 月 公認会計士登録

2007年 9 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会所属)

■ 所有する当社の株式数 -株 2007年 9 月 三井法律事務所 入所

2012年5月 坂朋法律事務所開設 (現任)

2013年6月 SBI AXES㈱ (現SBI FinTech

Solutions㈱) 社外監査役(現任)

2014年12月 当社 社外取締役 (現任)

7 小田 美紀 (1973年1月15日生)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1995年 4 月 第一生命保険相互会社 (現 第一生

命保険㈱) 入社

2001年11月 ㈱フィナンテック 入社

2008年 3 月 同社 執行役員

2011年11月 同社 取締役 (現任)

2015年12月 当社 社外取締役 (現任)

■所有する当社の株式数

一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 坂本朋博及び小田美紀の両氏は社外取締役候補者であります。なお、坂本朋博及び小田美紀の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 3. 坂本朋博氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断いたしました。
 - 4. 小田美紀氏につきましては、㈱フィナンテックの取締役を務められており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
 - 5. 坂本朋博及び小田美紀の両氏は現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役として の在任期間は、本総会終結の時をもって坂本朋博氏が4年、小田美紀氏が3年となります。
 - 6. 坂本朋博及び小田美紀の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
 - 7. 坂本朋博及び小田美紀の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - 8. 坂本朋博及び小田美紀の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - 9. 坂本朋博及び小田美紀の両氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲り受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - 10. 当社は、坂本朋博及び小田美紀の両氏との間で、社外取締役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が社外取締役に選任された場合、同様の契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏	名	現在の当社における地位		備考
1	*************************************	ひろふみ 宏文	常勤監査役	再任	社外
2	ろくがわ 六川	^{ひろあき} 浩明	監査役	再任	社外
3	くすはら 楠原	^{まさと} 正人	取締役	新任	

1 高橋 安文 (1939年9月1日生)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1963年4月 大井証券㈱(後 和光証券㈱に改称)入社

1987年 1月 和光証券㈱(ヨーロッパ) 社長

1992年 6 月 同社 常務取締役営業総括部長

1998年 3 月 同社 専務取締役商品本部長

2000年 4 月 新光証券㈱(現 みずほ証券㈱) 専務取締役商品本部長

■ 所有する当社の株式数 4,000株 2001年6月 新光投信㈱代表取締役会長

2002年8月 ㈱インターネットイニシャティブ

顧問

2005年 6 月 同社 監査役

2010年12月 当社 社外監査役(現任)

2 六川 たろあき **浩明** (1963年6月10日生)

再任

社外

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1997年 4 月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

1997年 4 月 堀総法律事務所 入所

2002年 6 月 Barack Ferrazzano法律事務所(シ

カゴ)入所

2004年 4 月 千葉大学法科大学院講師

2007年3月 東京青山・青木・狛

Baker&McKenzie法律事務所 入所

2007年4月 首都大学東京 産業技術大学院大学講師(現任)

2008年6月 小笠原六川国際総合法律事務所(現任)

2008年10月 職業能力開発総合大学校講師

2009年 3 月 (㈱船井財産コンサルタンツ (現 ㈱)

青山財産ネットワークス)社外監

查役 (現任)

■ 所有する当社の株式数

一株

2009年 4 月 成城大学法学部講師

2010年12月 当社 社外監査役(現任)

2013年 1 月 ㈱システムソフト 社外監査役(現任)

2013年 4 月 東海大学法科大学院教授

2013年10月 早稲田大学文化構想学部講師

2014年8月 ㈱ウェザーニューズ独立委員会委

員(現任)

2016年 6 月 ㈱医学生物学研究所 社外監査役 (現任)

2016年12月 ㈱ツナグ・ソリューションズ 社外

取締役(現任)

2017年 9 月 (㈱オウケイウェイヴ 社外監査役

3 構象 正人 (1950年1月2日生)

■ 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1974年 4 月 新日本証券㈱ (現みずほ証券㈱) 入社

1977年 9 月 ㈱マエダ 入社

1992年3月 ㈱パスコ入社

2000年12月 当社入社

2004年12月 ㈱夢真エンジニアリング 出向

2005年4月 当社 札幌営業所 所長

2006年 4 月 ㈱夢真証券 出向

2007年4月 当社 | R室長兼社長室長

2010年 4 月 ㈱我喜大笑 出向

2014年12月 当社 監査役

2015年 3 月 ㈱小僧寿し 社外監査役

2015年12月 当社 取締役 (現任)

■ 所有する当社の株式数 17.000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 髙橋宏文及び六川浩明の両氏は社外監査役候補者であります。なお、髙橋宏文及び六川浩明の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

 - 4. 髙橋宏文及び六川浩明の両氏は現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
 - 5. 当社は、髙橋宏文及び六川浩明の両氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が社外監査役に再任された場合、同様の契約を継続締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 当社と株式会社夢テクノロジーとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社夢テクノロジー(以下「夢テクノロジー」といいます。)は、2018年11月14日開催の両社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、夢テクノロジーを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施することを決議し、株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約についてご承認をお願いするものであります。本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等は次のとおりです。

1. 株式交換を行う理由

(1) 夢真グループの現状

現在、夢真グループ(当社及びその子会社からなる企業集団を指します。)では、主力事業である建設技術者派遣事業に加えて、エンジニア派遣事業においても、積極的な人材採用に取り組み、2020年9月期中に「グループ技術者数10,000人」を達成することで、建設業界及び製造・IT業界における旺盛な技術者派遣ニーズに対応し、2021年9月期には「連結売上高762億円、連結営業利益100億円」へと飛躍的な業容拡大を目指す「中期経営計画(2019年9月期~2021年9月期)」を策定し、その達成に向け全社一丸となって取り組んでおります。

本株式交換において、完全親会社となる予定である当社は、建設現場にて施工管理業務を行う技術者を派遣する建設技術者派遣事業を行っております。現在、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック関連工事や首都圏の再開発案件の増加などにより施工管理技術者の需要は旺盛となっており、また、2020年以降も品川、八重洲及び渋谷などの首都圏における再開発が続く予定であり、さらに、全国的に老朽化したインフラの整備やコンパクトシティ構想による地方の再開発案件増加など、引き続き施工管理技術者の需要は強いことが見込まれます。そのため、中期経営計画(2019年9月期~2021年9月期)においては、このような旺盛な需要に対応するべく、年間採用人数2,800人超を継続することとし、2021年9月期末には在籍技術者数7,800人を目指しております。

他方で、本株式交換において、完全子会社となる予定である夢テクノロジーは、製造業各社における研究開発部門のエンジニアや、IT関連エンジニアの派遣事業を行っており、当社が2011年5月に株式公開買付け(TOB)により連結子会社化いたしました。夢テクノロジーを取り巻く外部環境については、ITエンジニアが、2030年に日本国内だけで約79万人不足するという調査結果※が発表されており、ITエンジニアの不足は今後深刻化してまいります。また、製造業界においてもAIやIoTの活用による生産の自動化、最適化などの技術革新は速度を増しており、研究開発部門におけるエンジニアの不足感も今後一層高まると予想しております。そのため、中期経営計画(2019年9月期〜2021年9月期)においては、今後の需要に対応するべく2019年9月期中に、採用環境の整備及びエンジニア増加に伴う管理部門、研修体制、営業力の強化などの大規模な先行投資を行うこととしており、早期に年間2,000人以上を安定的に採用することができる体制を構築することにより、2021年9月期末には5,000人を超えるエンジニア集団を目指しております。

※出典:経済産業省「IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果」(2016年6月10日)

(2) 夢テクノロジーが当社の上場子会社であることによる問題点

もっとも、夢真グループでは、2018年7月以降、下記の点において、夢テクノロジーが当社の上場子会社であることによる、経営上、事業上の制約が生じており、夢真グループとしてのシナジーの最大化の実現が困難になっているとの問題意識を持っています。

第1に、夢テクノロジーにおける機動的なM&A資金の調達が困難になっている問題があります。当社及び夢テクノロジーの属する派遣業界は、上記(1)のとおり、引き続き旺盛な需要の下、今後も事業拡大が見込まれますが、ここ数年、小規模・中規模の事業者が大規模事業者に吸収され、事業者の集約化が進んでおり、当社及び夢テクノロジーとしても、それぞれの事業分野において、他の派遣会社等とのM&Aによる派遣人材の確保を随時検討している状況にあります。しかし、夢テクノロジーの行う製造業各社における研究開発部門のエンジニアやIT関連エンジニアの派遣事業及びこれに関連する事業に関するM&A案件があっても、夢テクノロジーの手元資金や金融機関からの資金調達力では対応できない規模の案件も多くなっております。

そのため、現在、夢テクノロジーの事業分野における多額の買収資金を要するM&A案件については、投資機会を逃さないよう、本来、夢テクノロジーが対応すべき案件であっても、当社が対応する案件が生じています。当社が、2018年10月1日に、CISCO製品を中心としたIT機器の販売及びレンタル並びにITエンジニア派遣事業を展開しているネプラス株式会社を完全子会社化した事案や、同月4日に、最新の2D・3DCADを使っての高度な作図・設計について強みを持つ三立機械設計株式会社を完全子会社化した事案が、これに該当します。もし当社及び夢テクノロジーが完全親子会社の関係にあれば、これらM&Aにおいても、当社から夢テクノロジーに対して迅速に資金手当てを行ったり、M&A実施後に当社から夢テクノロジーに対して迅速に資金手当てを行ったり、M&A実施後に当社から夢テクノロジーに対して機動的に対象会社株式を譲渡したり、夢テクノロジーと対象会社との間で合併等を行うことも可能です。しかし、現状では、当社及び夢テクノロジーはいずれも上場会社であることから、両者間で取引等を実施する場合、一般企業との取引と同様の手続きを経た後に、適切な条件による取引実施が求められるなど、機動的な対応が困難となっています。

第2に、夢真グループにおける海外における人材採用の効率化の問題があります。日本国内の 求人倍率は高止まりが続いており、今後も少子高齢化社会の進行により国内人材の不足は深刻化 を増すことが予想され、日本国内での人材採用には限界が生じています。そのため、派遣業界に おいては、現在、全世界に拠点を設置した上で、優秀な海外人材を発掘し、日本語教育及び技術 者教育を適切に行った上で、国内外の派遣先に派遣し、収益化する仕組みを構築していくことが 課題となっています。

この点、現在、夢真グループでは、当社の完全子会社であり、人材紹介事業を営む株式会社夢エージェント(以下「夢エージェント」といいます。)がフィリピン及びベトナムに現地子会社を設立し、夢テクノロジーは夢エージェントに対して、人材の発掘・教育研修の業務を委託しています。

他方、夢テクノロジーにおいても、2017年11月8日、台湾において、WEBを通じた人材紹介及び派遣事業などを行っている一起吧生活科技有限公司を完全子会社化し、海外拠点を通じた人材の採用活動を行っています。さらに夢テクノロジーにおいては、今後、ロシア、韓国、ポーランドなど優秀な人材の採用が可能と思われる各国への活動拠点の拡大と、人材発掘を予定しております。

しかし、海外拠点の設置や海外人材の発掘、教育研修には、多額の初期投資とノウハウが必要であるところ、当社及びその完全子会社と、夢テクノロジーが、それぞれにおいて海外拠点を設置することは、夢真グループとして非効率となる問題があります。

もっとも、これを回避するため、夢テクノロジー及び夢エージェントにおいて、共同で海外拠点の設置や海外人材の発掘、教育研修を行うことを企図しても、夢テクノロジーの事業はシステムエンジニアの派遣事業である一方、夢エージェントの事業は人材紹介事業であり、夢テクノロジーには優秀な人材を自社の派遣人材として採用し、派遣することで収益を上げたいとのニーズがある一方で、夢エージェントにおいては、優秀な人材を自社の顧客に紹介して収益を上げたいとのニーズがあり、当社及び夢テクノロジーが完全親子会社関係にない現状では、当社及び夢エージェントとして自社の利益を犠牲にして夢テクノロジーの利益を優先させることが困難な場面があることから、夢真グループとして事業の効率的な発展が阻害されている状況が生じています。

第3に、当社及び夢テクノロジーの管理部門について、当社による夢テクノロジーの子会社化後、鋭意、ノウハウの共有や、人材交流などを積極的に実施してまいりましたが、夢テクノロジーは上場子会社であることから、当社からの経営の独立性を確保する必要があり、管理部門におけるオペレーションにも相違があることから、当社と夢テクノロジーの管理部門の効率化については、これまで十分な効果を上げることができていない状況にあります。

(3) 完全子会社化によるメリットの実現

上記(2)の問題意識の中で、当社と夢テクノロジーはかねてから機動的なM&A資金の調達、海外における人材採用の効率化、夢真グループ内での管理部門の効率化について、シナジーの最大化に向けた議論を行ってまいりました。

そして、夢真グループの主要事業である人材派遣業は、現在のような人不足が顕著である市場では、在籍している技術者が増えるほど売上が増加し、営業利益も増加する構造にあります。すなわち、派遣人材の採用及び教育にはコストがかかる一方で、派遣需要が旺盛である限り、より早期に多数の人材を採用し、これに対して教育・研修を実施し、より技術力・収益性の高い技術者を養成できた派遣事業者が、将来に向け、より長期的かつ多額の営業利益を得ることが可能となる事業特性があります。

そして、ITエンジニアが、2030年に日本国内だけで約79万人不足するという調査結果が発表されているとおり、ITエンジニアの不足は今後深刻化することが見込まれ、また、製造業界においてもAIやIoTの活用による生産の自動化、最適化などの技術革新は速度を増しており、夢テクノロジーにおいては、研究開発部門におけるエンジニアの不足感も今後一層高まると予想しております。そのため、今後、エンジニアに対する引き合いの増加に伴い、夢テクノロジーにおいて国内外の同業他社との人材獲得競争がさらに激化することも見込まれることから、現時点において、採用コスト、教育・研修コストを先行投資し、できるだけ早期に多数の優秀な人材を採用・確保することが、激しさを増す派遣業界での競争における生き残りのためには、極めて重要な課題となっています。

夢テクノロジーを取り巻くこうした事業環境下において、当社としては、夢テクノロジーを含む夢真グループ全体の一層の企業価値向上を図るためには、夢テクノロジーにおける先行投資期間であり、経営上大きな舵取りが必要となるこの時期において、夢テクノロジーを完全子

会社化することが最善であるとの結論に至り、2018年9月、当社から夢テクノロジーに対して株式交換による完全子会社化に向けての協議を申し入れ、本株式交換の検討を開始しました。

その後、当社と夢テクノロジーにおいて協議を重ねた結果、当社が夢テクノロジーを完全子会 社化することで、当社及び夢テクノロジーには十分なメリットが見込めるとの結論に至りました。

それぞれにおいて見込まれるメリットの詳細は、以下のとおりです。

ア 当社について

①グループ成長戦略の加速

当社がエンジニア派遣事業を主な事業とする夢テクノロジーを完全子会社化することで、夢テクノロジーにおいて、当社の資金力及び信用力を利用した、大量採用、営業人員数の増加、営業拠点の新設、研修体制の整備などへの集中投資や、より機動的なM&A、海外採用拠点の展開及び海外人材確保が可能となります。

また、当社が夢テクノロジーを完全子会社とすることで、当社及びその子会社と夢テクノロジーが、それぞれ海外拠点を展開する非効率を回避することができるとともに、当社及びその子会社と夢テクノロジーの利益が一致することとなり、夢真グループ内でより一層円滑かつ柔軟な人材採用及び人材活用が可能になるものと考えております。この点、現在、当社では、新たに海外事業のための完全子会社である株式会社夢グローバル(以下「夢グローバル」といいます。)を2018年9月19日に設立し、そこに夢エージェントの現地子会社等の海外事業部門の集約を進めております。今後は、ホテル業界や飲食業界への人材紹介等の事業拡大も検討しております。そして、当社が夢テクノロジーを完全子会社化し、夢テクノロジー及びその完全子会社の海外事業部門も夢グローバルに集約することができれば、さらに夢真グループの海外事業の効率化を実現することが可能になるものと考えております。

これらにより、夢真グループ全体のエンジニア数10,000人の早期達成と、これによる収益力の強化を実現できるものと考えております。

②グループ全体での一体的な事業運営の実現

夢テクノロジーを完全子会社化することで、夢真グループにおいて、グループ全体での成長戦略に沿った一体的な事業運営が可能となり、急速に変化する事業環境を捉えた成長戦略の遂行を加速させることができるものと考えております。特に、上記①に記載したとおり、海外での拠点づくり、人材発掘、教育研修といった人材確保のための事業展開において、夢真グループ内でより一層一体的・効率的な事業展開が可能になるものと考えております。

③グループでのローコストオペレーション推進

夢テクノロジーが当社の完全子会社となり、上場廃止をした後は、当社と夢テクノロジー間で 重複する管理部門の統合・共有化により、夢真グループ全体としての管理業務の負荷低減と経費 節減が可能となり、当社としても、利益率の向上を実現できるものと考えております。

イ 夢テクノロジーについて

①当社の資金力及び信用力を活用した集中投資及び機動的かつ効果的なM&Aの実施、並びに夢真グループとの共同での海外人材の確保

当社が夢テクノロジーを完全子会社化することで、今後、IT人材の不足が世界的な課題とな

っていくことが見込まれる中で、夢テクノロジーにおいては、当社の資金力及び信用力を利用した、大量採用、営業人員数の増加、営業拠点の新設、研修体制の整備などへの集中投資や、より機動的かつ効果的なM&A、海外採用拠点の展開及び海外人材確保が可能となり、エンジニアの採用力及び育成力の強化及び顧客基盤開拓のための営業力の向上が見込まれ、夢テクノロジーの収益力の強化を実現できるものと考えております。

特に、ITエンジニアが、2030年に日本国内だけで約79万人不足するという調査結果が発表さ れているとおり、ITエンジニアの不足は今後深刻化することが見込まれ、また、製造業界におい てもAIやIoTの活用による生産の自動化、最適化などの技術革新は速度を増しており、研究開発 部門におけるエンジニアの不足感も今後一層高まると予想しております。そのため、今後、エン ジニアに対する引き合いの増加に伴い、夢テクノロジーにおいて国内外の同業他社との人材獲得 競争がさらに激化することも見込まれることから、激しさを増す派遣業界での競争における生き 残りのためには、現時点において、多額の採用コスト、教育・研修コストを先行投資し、できる だけ早期に多数の優秀な人材を採用・確保するとともに、機動的かつ効果的なM&Aの実施によ り、一定の経験及び技術力を有するエンジニアを取り込み、顧客基盤をさらに拡大することが極 めて重要な課題となっています。しかしながら、上記のとおり、ネプラス株式会社や三立機械設 計株式会社の買収案件にみられるように、夢テクノロジーが独自に多額の買収資金を要する M&Aを実施することは難しく、かつ、当社が主体となり買収したとしても、当社及び夢テクノ ロジーがそれぞれ上場会社として独立性を有し利益相反関係が生じ得る状況においては、買収に 伴うシナジー等を夢テクノロジーとして最大限享受することが困難となることも想定されます。 本株式交換により夢テクノロジーを当社の完全子会社とし、相互の利益を完全に一致させること により、夢真グループ一体となって、夢テクノロジーの企業価値の向上に資する効果的なM&A を実施し、夢テクノロジーにとっての買収シナジーの最大化を図ることが可能になると考えられ ます。

以上のとおり、ITエンジニア及び研究開発部門におけるエンジニアの不足感が一層高まり、同業他社との競争がさらに激化していく状況に先駆けて、夢テクノロジーにおいて、当社の資金力及び信用力を活用した集中投資、機動的かつ効果的なM&Aの実施及び海外展開を実現することは、夢テクノロジーの収益力強化にとって、極めて重要であると考えております。

②長期的な視点による事業戦略の策定

上記のとおり、夢テクノロジーにおいては、現時点において、多額の採用コスト、教育・研修コストを先行投資し、できるだけ早期に多数の優秀な人材を採用・確保することが、激しさを増す派遣業界での競争における生き残りのためには極めて重要な課題となっています。もっとも、夢テクノロジーは上場会社であることから、短期的に営業損失を計上するような大胆な先行投資は、短期的な株価への影響等を考慮すると、株主その他投資家の皆様から十分な理解を得ることは容易ではないと考えております。この点、夢テクノロジーが非上場化することにより、より長期的な視点で事業戦略を策定することができ、また、加速する事業環境の変化に対応するための戦略的な経営資源の投入が容易となり、短期的な業績変動に左右されない大胆な経営的舵取りが可能となると考えております。

③迅速な意思決定

株主が、企業理念や成長戦略を共有する当社のみとなることで、より迅速な意思決定が可能となり、夢テクノロジーが属する製造系研究開発分野やIT分野のエンジニア派遣において求められるスピーディーで大胆な経営判断を実現させることができると考えております。

④一体的な事業運営及び上場廃止による間接業務の合理化による人的リソースの活用

夢テクノロジーが当社の完全子会社となり、上場廃止をした後は、当社と夢テクノロジー間で 重複する管理部門の統合・共有化により、夢真グループ全体としての管理業務の負荷低減と経費 節減が可能となり、夢テクノロジーとしても、利益率の向上を実現できるものと考えておりま す。

(4) 完全子会社化の判断

当社及び夢テクノロジーは、上記(2)の問題意識の下で、今後の両社の在り方について真摯に協議を重ねた結果、完全子会社化を実現することは、上記(3)に記載した当社及び夢テクノロジーにとってのメリットの実現により、夢真グループ全体の企業価値向上が見込まれるものと判断いたしました。

そして、当社による夢テクノロジーの完全子会社化により生ずる上記の企業価値向上の効果を、夢テクノロジーの少数株主の皆様にも享受していただくためには、当社を株式交換完全親会社とし、夢テクノロジーを株式交換完全子会社とする株式交換の方法により、夢テクノロジーの少数株主の皆様に当社の株主となっていただくことが最善であると考えるに至りました。

当社及び夢テクノロジーにおいては、本株式交換により、夢真グループの経営資源の最適かつ効率的な活用を行い、両社の収益力と競争力の強化を通じて、飛躍的な成長を達成するべく邁進してまいります。

2. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書(写)

株式会社夢真ホールディングス(以下「甲」という。)及び株式会社夢テクノロジー(以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全部(ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。)を取得する。

第2条 (甲及び乙の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲 商号:株式会社夢真ホールディングス

住所:東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

乙 商号:株式会社夢テクノロジー

住所:東京都品川区大崎一丁目20番3号

第3条(効力発生日)

本株式交換の効力が発生する日(以下「効力発生日」という。)は、2019年1月31日とする。 ただし、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙が協議し合 意の上、これを変更することができる。

第4条(株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

- 1.甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主(ただし、第8条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に0.75を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2.甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.75株の割合をもって割り当てる。
- 3.甲は、前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1 に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第5条(株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当て)

- 1.甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された別紙に記載の乙の新株予約権(以下「対象乙新株予約権」という。)に係る新株予約権者(以下「本割当対象新株予約権者」という。)に対して、対象乙新株予約権に代わり、本割当対象新株予約権者が保有する対象乙新株予約権の総数に1を乗じて得た数の別紙に規定する内容の甲の新株予約権(以下「割当甲新株予約権」という。)を交付する。
- 2.甲は、本株式交換に際して、各本割当対象新株予約権者に対して、その保有する対象乙新株予約権の数に1を乗じて得た数の割当甲新株予約権を割り当てる。

第6条 (甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第7条 (株主総会の承認)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約を承認する決議を求める。ただし、株式交換手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第8条(自己株式の消却)

乙は、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において乙が有する全ての自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)を基準時において消却する。

第9条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その他の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に相手方の同意を得なければならない。

第10条 (剰余金の配当の限度額)

- 1.甲は、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、1株当たり20円、 総額1,491,467,080円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2.乙は、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、1株当たり10円、 総額130,252,000円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 3.甲及び乙は、前2項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする 剰余金の配当を行ってはならない。

第11条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結後から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙のいずれかの財政状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は、本契約を解除することができる。

第12条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会の決議による承認を得られなかった場合には、その効力を失う。

第13条(紛争解決)

本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条(規定外条項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して協議すべき事項が生じた場合は、本契約の趣旨に基づいて甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

2018年11月14日

甲:東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 株式会社夢真ホールディングス 代表取締役 佐藤 大央 ⑩

乙:東京都品川区大崎一丁目20番3号

株式会社夢テクノロジー

代表取締役 本川 佐一郎 印

別紙

※以下、本別紙において、「甲」を夢真ホールディングス、「乙」を夢テクノロジーと記載する。

	本別私において、「中」を多臭ホールティン 対象乙新株予約権	プス、「乙」を愛アフノログーと記載する。 割当甲新株予約権
D.T.L.		
名称	第3回新株予約権	第13回新株予約権
(1)	22個	22個
新株予約		
権の数		
(2)	本新株予約権1個当たりの目的である株式の	本新株予約権1個当たりの目的である株式の
新株予約	数(以下「付与株式数」という。)は、夢テクノ	数(以下「付与株式数」という。)は、夢真ホー
権の目的	ロジー普通株式2,000株とする。	ルディングス普通株式1,500株とする。
となる株	 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日	 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日
式の種類	後、夢テクノロジーが株式分割 (夢テクノロジー	後、夢真ホールディングスが株式分割 (夢真ホー
及び数	普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は	ルディングス普通株式の無償割当てを含む。以
	株式併合を行う場合、次の算式により調整される ものとする。 但し、かかる調整は、本新株予約権	下同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整
	一のうち、当該時点で行使されていない新株予約権	は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されて
	の目的である株式の数についてのみ行われ、調整	いない新株予約権の目的である株式の数につい
	の結果生じる1株未満の端数については、これを 切り捨てるものとする。	てのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数 については、これを切り捨てるものとする。
	切り括くるものとする。 	については、これを切り括くるものとする。
	調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割	調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割
	(又は併合) の比率	(又は併合) の比率
	また、本新株予約権の割当日後、夢テクノロ	また、本新株予約権の割当日後、夢真ホール
	ジーが合併、会社分割又は資本金の額の減少を行	ディングスが合併、会社分割又は資本金の額の減
	う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の	少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株
	調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付 与株式数は適切に調整されるものとする。	式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲 で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
(3)		
(3) 新株予約	本新株予約権1個当たりの発行価額は、金 4.750円とする。	本株式交換に際し、本契約第5条の規定に基づき、夢テクノロジーの第3回新株予約権1個に
権の払込	1,7,50,150,00	代えて、本新株予約権1個を交付する。
金額等		
立似守		
	I .	I .

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
 名称	第3回新株予約権	第13回新株予約権
(4) 新株予約 権の行使 に際して	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。
出資され	行使価額は、金475円とする。	行使価額は、金(475/0.75)円とする。
る財産の 価額又は その算定	なお、本新株予約権の割当日後、夢テクノロジーが株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。	なお、本新株予約権の交付後、夢真ホールディングスが株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
方法	調整後行使価額 =調整前行使価額×(1/分割(又は併合) の比率)	調整後行使価額 =調整前行使価額×(1/分割(又は併合) の比率)
	また、本新株予約権の割当日後、夢テクノロジーが夢テクノロジー普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。	また、本新株予約権の交付後、夢真ホールディングスが夢真ホールディングス普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
	1 株当たり払込金額 × 対払込金額 前行 使	1 株当たり払込金額

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名称	第3回新株予約権	第13回新株予約権
	なお、上記算式において「既発行株式数」とは、夢テクノロジー普通株式にかかる発行済株式総数から夢テクノロジー普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、夢テクノロジー普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、夢テクノロジーが他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、夢テクノロジーは、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。	なお、上記算式において「既発行株式数」とは、夢真ホールディングス普通株式にかかる発行済株式総数から夢真ホールディングス普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、夢真ホールディングス普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の交付後、夢真ホールディングスが他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、夢真ホールディングスは、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
(5) 新株 を る で 間 間	本新株予約権を行使することができる期間 (以下「行使期間」という。)は、2018年1月 1日から2023年12月31日までとする。(但 し、2023年12月31日が銀行営業日でない場合 にはその前銀行営業日)	本新株予約権を行使することができる期間 (以下「行使期間」という。)は、2019年1月 31日から2023年12月31日(ただし、2023年 12月31日が銀行営業日でない場合にはその前 銀行営業日)までとする。
(6) 新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、2015年9月期(2014年10月1日から2015年9月30日)、2016年9月期(2015年10月1日から2016年9月30日)及び2017年9月期(2016年10月1日から2017年9月30日)の各事業年度にかかる夢テクノロジーが提出した有価証券報告書に記載される監査済みの夢テクノロジー連結損益計算書」といい、連結財務諸表を作成していない場合は長益計算書)に記載された営業利益が次の各号に定める条件を、上記のいずれか2期達成である。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。 (ア) 2015年9月期の監査済みの夢テクノロジー連結損益計算書における営業利益が3億円を超過している場合	

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名称	第3回新株予約権	第13回新株予約権
	(イ) 2016年9月期の監査済みの夢テクノロジー連結損益計算書における営業利益が3.5 億円を超過している場合	
	(†) 2017年9月期の監査済みの夢テクノロジー連結損益計算書における営業利益が4 億円を超過している場合	
	②新株予約権者は、本新株予約権の割当後、夢テクノロジーの役員又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。	①新株予約権者は、本新株予約権の交付後、夢テクノロジーの役員又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降は、本新株予約権を行使することができない。
	③新株予約権者が、夢テクノロジーの使用人である場合、夢テクノロジーの就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、本新株予約権を行使することができない。	②新株予約権者が、夢テクノロジーの使用人である場合、夢テクノロジーの就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、本新株予約権を行使することができない。
	④新株予約権者が、夢テクノロジーの取締役である場合、会社法上、必要な手続を経ず、同法第356条第1項第1号に規定する競業取引、又は同条項第2号若しくは第3号に規定する利益相反取引を行った場合、当該取引以降は、本新株予約権を行使することができない。	③新株予約権者が、夢テクノロジーの取締役である場合、会社法上、必要な手続を経ず、同法第356条第1項第1号に規定する競業取引、又は同条項第2号若しくは第3号に規定する利益相反取引を行った場合、当該取引以降は、本新株予約権を行使することができない。
	⑤新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。	④新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。
	⑥新株予約権者の相続人による本新株予約権の 行使は認めない。	⑤新株予約権者の相続人による本新株予約権の 行使は認めない。
	②本新株予約権の行使によって、夢テクノロジー の発行済株式総数が当該時点における授権株 式数を超過することとなるときは、当該本新株 予約権の行使を行うことはできない。	⑥本新株予約権の行使によって、夢真ホールディングスの発行済株式総数が当該時点における 授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
	8名本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。	⑦各本新株予約権1個未満の行使を行うことに できない。
	⑨上記①が達成できないことが確定した場合及び②乃至⑥の何れかの事由が発生した場合、当該新株予約権者の保有する本新株予約権は消滅する。	⑧①乃至⑤のいずれかの事由が発生した場合、当該新株予約権者の保有する本新株予約権は済滅する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名称	第3回新株予約権	第13回新株予約権
(7) 株に式すに増資びに事予よをるお加本準関項約り発場けす金備す	①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の金額は、上記①に定める増加する資本金の金額を減じた額とする。	①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の金額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の金額を減じた額とする。
(8) 譲渡による新株予 約権の取 得の制限	譲渡による本新株予約権の取得については、 夢テクノロジー取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、 夢真ホールディングスの取締役会の決議による 承認を要するものとする。
(9) 新株予約権の取する事項	①夢テクノロジーが消滅会社となる合併契約、夢テクノロジーが分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は夢テクノロジーが完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、夢テクノロジー取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。	①夢真ホールディングスが消滅会社となる合併契約、夢真ホールディングスが分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は夢真ホールディングスが完全子画について株主総会の承認(株主総会の承認の大き転認を要しない場合には取締役会決議)が夢真ホールディングスの取締役会が別途定める日の取来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約
	権の行使の条件に定める規定により本新株予 約権の行使ができなくなった場合は、夢テク ノロジーは新株予約権を無償で取得すること ができる。	権の行使の条件に定める規定により本新株予 約権の行使ができなくなった場合は、夢真ホ ールディングスは新株予約権を無償で取得す ることができる。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名称	第3回新株予約権	第13回新株予約権
(10) 組織の再編 の新株の 約板い	条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。)の新株予約権 を以下の条件に基づきそれぞれ交付することと する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の 新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設 合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交 換契約又は株式移転計画において定めた場合に 限るものとする。	夢真ホールディングスが、合併(夢真ホールディングスが合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設合併契約、新設合供契約、取収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
	①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同 一の数をそれぞれ交付する。	①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同 一の数をそれぞれ交付する。
	②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類	②新株予約権の目的である再編対象会社の株式 の種類
	再編対象会社の普通株式とする。	再編対象会社の普通株式とする。
	③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数	③新株予約権の目的である再編対象会社の株式 の数
	組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。	組織再編行為の条件を勘案の上、上記(2)に準 じて決定する。
	④新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額	④新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額
	交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(10)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。	交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(10)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
	⑤新株予約権を行使することができる期間	⑤新株予約権を行使することができる期間
	上記(5)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(5)に定める行使期間の末日までとする。	上記(5)に定める行使期間の初日と組織再編 行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上 記(5)に定める行使期間の末日までとする。
	⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合 における増加する資本金及び資本準備金に関す る事項	⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合 における増加する資本金及び資本準備金に関す る事項
	上記(7)に準じて決定する。	上記(7)に準じて決定する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名称	第3回新株予約権	第13回新株予約権
	⑦譲渡による新株予約権の取得の制限	⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
	譲渡による取得の制限については、再編対象 会社の取締役会の決議による承認を要するもの とする。	譲渡による取得の制限については、再編対象 会社の取締役会の決議による承認を要するもの とする。
	®その他新株予約権の行使の条件 上記(6)に準じて決定する。 ⑨新株予約権の取得事由及び条件 上記(9)に準じて決定する。 ⑩その他の条件については、再編対象会社の 条件に準じて決定する。	⑧その他新株予約権の行使の条件 上記(6)に準じて決定する。 ⑨新株予約権の取得事由及び条件 上記(9)に準じて決定する。 ⑩その他の条件については、再編対象会社の 条件に準じて決定する。

(株式交換契約は以上)

- 3. 会社法施行規則第193条(第5号及び第6号を除く。)に定める内容の概要
 - (1) 交換対価の相当性に関する事項
 - ①本株式交換に係る交換対価の割当ての内容

	夢真ホールディングス (株式交換完全親会社)	夢テクノロジー (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.75
本株式交換により交付する株式数	夢真ホールディングスの普通	株式:3,778,800株(予定)

(注1) 株式の割当比率

夢テクノロジーの株式1株に対して、当社の株式0.75株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する夢テクノロジーの普通株式7,986,800株(2018年11月14日現在)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が夢テクノロジーの発行済株式(ただし、当社が保有する夢テクノロジーの株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における夢テクノロジーの株主の皆様(ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、当社を除きます。)に対し、夢テクノロジーの普通株式に代わり、株主の皆様が所有する夢テクノロジーの普通株式数の合計に0.75を乗じて得られる数の当社の普通株式を交付する予定です。また、本株式交換により交付する株式は、全て新たに普通株式を発行することにより対応する予定です。

なお、夢テクノロジーは2018年11月14日現在、自己株式を保有しておりませんが、仮に基準時までに自己株式を取得することがある場合には、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)を消却する予定です。

また、本株式交換により交付する株式数は、夢テクノロジーの自己株式の消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなる夢テクノロジーの株主の皆様においては、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所市場において売却することはできません。

単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

- ②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等
 - (ア) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び夢テクノロジーは、上記 1. 「本株式交換を行う理由」のとおり、2018年9月に、当社から夢テクノロジーに対して本株式交換の提案を行い、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社が夢テクノロジーを完全子会社化することが、夢テクノロジーを含む夢真グループ全体の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

当社及び夢テクノロジーは、上記①記載の本株式交換に係る株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び法務アドバイザーを選定し、当社は、トラスティーズ・アドバイザリー株式会社(以下「トラスティーズ」といいます。)を、夢テクノロジーは、株式会社クリフィックスFAS(以下「クリフィックス」といいます。)をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、当社は、岩田合同法律事務所を、夢テクノロジーは、シティユーワ法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社は、下記(ウ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、トラスティーズから提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、当社及び夢テクノロジーの財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、これらを踏まえ夢テクノロジーと慎重に交渉・協議を重ねました。

他方、夢テクノロジーは、クリフィックスから提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等のほか、夢テクノロジー及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、これらを踏まえ当社と慎重に交渉・協議を重ねました。

このような複数回の交渉・協議において、本株式交換に係る割当比率は、当初、当社が夢テクノロジーに対して提案した、当社株式1株に対して夢テクノロジー株式0.73株という比率から、下記(エ)(i)「夢テクノロジーにおける利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得」記載の夢テクノロジーの設置した第三者委員会からの「少数株主の利益への配慮の観点から、夢テクノロジーにとって、より有利な割当比率での合意をすべき」との勧告を踏

まえた、夢テクノロジーによる比率の引き上げ交渉の結果、本株式交換比率まで引き上げられました。そして、最終的に、当社及び夢テクノロジーは、本株式交換比率は、両社が委託した算定機関から提出を受けた株式交換比率算定書の株式交換比率算定結果の範囲内であり、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案すると妥当なものであるとの判断に至り、2018年11月14日に開催された両社の取締役会において本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(イ) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに当社及び相手会社との関係

当社の第三者算定機関であるトラスティーズ及び夢テクノロジーの第三者算定機関であるクリフィックスはいずれも、当社及び夢テクノロジーから独立した算定機関であり、当社及び夢テクノロジーの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

当社は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び夢テクノロジーから独立した第三者算定機関であるトラスティーズを選定し、2018年11月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

トラスティーズは、当社については、当社が東京証券取引所JASDAQ(株式会社東京証 券取引所JASDAQ市場を意味します。以下同じとします。)に上場しており、市場株価が 存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディス カウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を、さらに、当社 について、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似公開会社比準法による株式価値の類 推が可能であることから類似公開会社比準法を採用して算定を行いました。市場株価法で は、2018年11月13日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸 事情を勘案し、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の東京証券取引所JASDAQ における株価終値単純平均値を採用しました。DCF法では、当社が作成した2019年9月期 から2021年9月期の連結の利益計画を前提としております。なお、トラスティーズがDCF 法による算定の前提とした当社の将来の連結財務予測においては、営業利益について2019 年9月期は約6,000百万円、2020年9月期は約8,000百万円と大幅な増益を見込んでいま す。これは、建設技術者派遣事業について2020年開催予定の東京オリンピック・パラリン ピック関連丁事など引き続き強い需要見込みの下、年間採用人数2.800人超を継続していく とともに、エンジニア派遣事業については2019年9月期において大量採用、営業人員数の 増加や営業拠点の新設、研修体制の整備といった大規模な先行投資を行うことを予定してお り、これらにより2020年9月期における大幅な営業利益の増益を見込んでいるものです。 また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。さらに、類似公開会社 比準法では、事業内容の類似性を考慮し、当社と類似性があると判断される類似上場会社を 選定した上で、EBITDA倍率、EBIT倍率及びPER倍率を用いて評価を行い、それらの結果を 基に株式交換価値比率のレンジを算定しております。

夢テクノロジーについては、夢テクノロジーが東京証券取引所JASDAQに上場しており、 市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映する ためDCF法を採用し、さらに、夢テクノロジーについて、比較可能な上場類似会社が複数 存在し、類似公開会社比準法による株式価値の類推が可能であることから類似公開会社比準 法を採用して算定を行いました。市場株価法では、2018年11月13日を算定基準日として、 対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日までの1ヶ月間、3 ヶ月間、6ヶ月間の東京証券取引所JASDAQにおける株価終値単純平均値を採用しました。 なお、トラスティーズがDCF法による算定の前提とした夢テクノロジーの将来の財務予測 においては、営業利益について、2019年9月期は約0百万円、2020年9月期は約1,000百 万円、2021年9月期は約1.800百万円と、各年度における大幅な増益を見込んでいます。 これは、2019年9月期において、大量採用、営業人員数の増加や営業拠点の新設、研修体 制の整備といった約8億円の販管費増加を伴う先行投資を行うことにより、2020年9月期以 降は、大量採用路線を継続し、年間2.000名の採用を行いつつも、エンジニアの稼働率を重 視した経営体制に移行し、稼働率を改善させること及び販管費率を下げることができると考 えており、大幅な営業利益の増益を見込んでいるものです。また、当該財務予測は、本株式 交換の実施を前提としておりません。さらに、類似公開会社比準法では、事業内容の類似性 を考慮し、夢テクノロジーと類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、 EBITDA倍率、EBIT倍率及びPER倍率を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換価 値比率のレンジを算定しております。

各評価方法による夢テクノロジーの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の 算定結果は、以下のとおりとなります。

	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.66~0.74
DCF法	0.63~0.78
	0.70~0.79

トラスティーズは、株式交換比率の算定に際して、当社及び夢テクノロジーから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社及び夢テクノロジー並びにその子会社・関連会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した当社及び夢テクノロジーの財務見通しについては、当社及び夢テクノロジーより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は2018年11月13日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。なお、トラスティーズが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

当社は、トラスティーズより、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、トラスティーズによる上記算定結果の合理性を確認しております。

他方、夢テクノロジーは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を担保するため、当社及び夢テクノロジーから独立した第三者算定機関であるクリフィックスを選定し、2018年11月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

クリフィックスは、当社及び夢テクノロジーについては、それぞれが東京証券取引所 JASDAQに株式上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、さらに将来の 事業活動の状況を評価に反映させるためDCF法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

各評価方法による夢テクノロジーの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の 算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ		
市場株価法	0.66~0.75		
 DCF法	0.62~0.79		

市場株価法においては、算定基準日を2018年11月13日として、当社及び夢テクノロジーの普通株式の東京証券取引所JASDAQにおける算定基準日の終値、並びに算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値(当社は、算定基準日:961円、5営業日平均:973円、1ヶ月間平均:976円、3ヶ月間平均:1,076円、6ヶ月間平均:1,105円、夢テクノロジーは、算定基準日:687円、5営業日平均:678円、1ヶ月間平均:650円、3ヶ月間平均:712円、6ヶ月間平均:829円)を採用しております。

DCF法においては、クリフィックスは、当社について、当社が作成した2019年9月期から2021年9月期の連結財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は7.6%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%~1.2%として算定しております。なお、クリフィックスがDCF法による算定の前提とした当社の将来の連結財務予測においては、営業利益について2019年9月期は約6,000百万円、2020年9月期は約8,000百万円と大幅な増益を見込んでいます。これは、建設技術者派遣事業について2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック関連工事など引き続き強い需要見込みの下、年間採用人数2,800人超を継続していくとともに、エンジニア派遣事業については2019年9月期において大量採用、営業人員数の増加や営業拠点の新設、研修体制の整備といった大規模な先行投資を行うことを予定しており、これらにより2020年9月期における大幅な営業利益の増益を見込んでいるものです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、夢テクノロジーについては、夢テクノロジーが作成した2019年9月期から2021年9月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は9.7%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%~1.2%として算定しております。なお、クリフィックスがDCF法による算定の前提とした夢テクノロジーの将来の財務予測においては、営業利益について、2019年9月期は約0百万円、2020年9月期は約1,000百万円、2021年9月期は約1,800百万円と、各年度における大幅な増益を見込んでいます。これは、2019年9月期において、大量採用、営業人員数の増加や営業拠点の新設、研修体制の整備といった約8億円の販管費増加を伴う先行投資を行うことにより、2020年9月期以降は、大量採用路線を継続し、年間2,000名の採用を行いつつも、エンジニアの稼働率を重視した経営体制に移行し、稼働率を改善させること及び販管費率を下げることができると考えており、大幅な営業利益の増益を見込んでいるものです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

クリフィックスは、交換比率の算定に際して、当社及び夢テクノロジーから提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、当社及び夢テクノロジーの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。クリフィックスは、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる各社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成しております。

(ウ) 公正性を担保するための措置

当社及び夢テクノロジーは、当社が、既に夢テクノロジーの総株主の議決権の61.31%を保有していることから、本株式交換に関する株式交換比率その他本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保する措置を実施しております。

(i)独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社及び夢テクノロジーは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、当社は、当社及び夢テクノロジーから独立した第三者算定機関であるトラスティーズを選定し、2018年11月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、夢テクノロジーは、当社及び夢テクノロジーから独立した第三者算定機関であるクリフィックスを選定し、2018年11月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率が当社又は夢 テクノロジーの株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、岩田合同法律事務所は、当社及び夢テクノロジーとの間で重要な利害関

係を有しません。

他方、夢テクノロジーは、本株式交換の法務アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、シティユーワ法律事務所は、当社及び夢テクノロジーとの間で重要な利害関係を有しません。

(工) 利益相反を回避するための措置

当社は、既に夢テクノロジーの発行済株式総数の61.31%を保有する同社の親会社であることから、本株式交換は夢テクノロジーにとって支配株主との重要な取引等に該当するため、夢テクノロジーは、上記(ウ)の公正性を担保するための措置に加えて、以下のとおり利益相反を回避するための措置を実施しております。

(i) 夢テクノロジーにおける利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

夢テクノロジーは、本株式交換における利益相反を回避するために、2018年10月10日付けで、支配株主である当社と利害関係を有しない独立した外部の有識者である、後藤高志氏(潮見坂綜合法律事務所 弁護士)、小宮孝之氏(株式会社KEYコンサルティング 公認会計士・税理士)及び竹村喜一郎氏(夢テクノロジー社外監査役)の3名により構成される第三者委員会(以下「夢テクノロジー第三者委員会」といいます。)を設置し、(I)本株式交換の目的の正当性・合理性(本株式交換が夢テクノロジーの企業価値の向上に資するかを含む。)、(II)本株式交換の条件の公正性(株式交換比率の妥当性を含む。)、(II)本株式交換に係る手続の公正性、(IV)本株式交換が夢テクノロジーの少数株主にとって不利益なものではないか、について諮問しました。

夢テクノロジー第三者委員会は、2018年10月12日から2018年11月13日までに、会合を合計4回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

夢テクノロジー第三者委員会は、かかる検討に当たり、夢テクノロジーから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、夢テクノロジーの事業内容、業績、損益構造、経営環境、主要な経営課題、当社との関係、企業価値の内容、並びに上記②(ア)「割当ての内容の根拠及び理由」記載の株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程について説明を受け、必要資料の追加開示要請及び質疑応答を行っております。また、夢テクノロジーの第三者算定機関であるクリフィックスから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を、夢テクノロジーの法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からは、本株式交換に係る夢テクノロジーの取締役会の意思決定方法及び過程等に関する説明を受けております。

夢テクノロジー第三者委員会は、このような経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換に係る決定は、夢テクノロジーの少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を2018年11月13日付けで、夢テクノロジーの取締役会に対して提出しております。

(ii)夢テクノロジーにおける利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

本株式交換に関する議案を決議した本日開催の夢テクノロジーの取締役会では、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まず、(I)夢テクノロジーの取締役のうち、当社の代表取締役を兼務している佐藤大央氏、当社の専務取締役を兼務している佐藤義清氏、当社の執行役員財務経理本部長を兼務している片野裕之氏、及び当社の子会社である夢グローバルの代表取締役等を兼務している川下敏久氏を除く取締役2名において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行い、さらに、取締役会の定足数を確保する観点から、(I)上記取締役のうち川下敏久氏を加えた取締役3名において改めて審議のうえ、全員一

(1) 上記取締役のうち川下敏久氏を加えた取締役3名において改めて審議のうえ、全員一致により上記の決議を行うという二段階の決議を経ております。また、上記の取締役会には、田中義男氏を除く監査役2名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。田中義男氏は、当社の子会社である夢エージェントの監査役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における本株式交換に係る審議には参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

なお、同様の観点から、上記の佐藤大央氏、佐藤義清氏、片野裕之氏及び川下敏久氏は、 夢テクノロジーの立場において本株式交換に関する当社との協議・交渉に参加しておりませ ん。

- ③株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額に関する定めの相当性に関する事項本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が別途定める額とします。かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えています。
- (2) 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

夢テクノロジーが発行している下記の第3回新株予約権については、本株式交換契約に基づき、本株式交換の効力発生日における当該新株予約権に係る新株予約権者に対して、下記のとおり当社の新株予約権を交付いたします。夢テクノロジーの発行している第3回新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権者が夢テクノロジーの役職員であることから、夢真グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上に資するものと考え、当社の新株予約権を交付することといたしました。交付する当社の新株予約権の条件については、夢テクノロジーの第3回新株予約権の対象である夢テクノロジー普通株式1株を、本株式交換比率に従って、当社普通株式0.75株で置き換えたものとしており、夢テクノロジーの第3回新株予約権の行使価額を本株式交換比率である0.75で除した価額が、交付する当社の新株予約権の行使価額となります。これらの新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式33,000株が新たに交付されることとなります。

他方、夢テクノロジーが発行している第5回新株予約権についても、2018年11月14日現在残存しておりますが、同新株予約権は、行使条件の未達が確実となっているため、当社の新株予約権の割当てを行いません。当該第5回新株予約権については、基準時までに、夢テクノロジーがその全てを新株予約権者から無償で取得し、消却する予定です。

かかる定めについては、行使可能な夢テクノロジーの新株予約権を有する新株予約権者に対して、当該新株予約権と実質的に同内容かつ同数の当社の新株予約権を交付するものであり、相当であると判断しております。

なお、夢テクノロジーは、新株予約権付社債を発行しておりません。

夢テクノロジーが発行している新株予約権			夢真ホールディングスが発行する新株予約権				
	数 (総数)	目的となる 株式数 (注 1)	行使価額 (注2)		数 (総数)	目的となる 株式数	行使価額 (注2) (注3)
第3回 新株予約権	22個	44,000株	475円	第13回 新株予約権	22個	33,000株	633円

- (注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は、夢テクノロジーの普通株式です。
- (注2) 新株予約権の行使価額は、いずれも新株予約権の目的となる株式1株当たりの金額を記載しています。
- (注3) 夢真ホールディングスが発行する新株予約権の行使価額は、夢テクノロジーが発行している第3回新株 予約権の行使価額を本株式交換比率である0.75で除した金額です(上記表中では、小数点以下を切り捨 てて記載しております。)。
- (3) 夢テクノロジーの最終事業年度に係る計算書類等の内容

夢テクノロジーの最終事業年度(2017年10月1日から2018年9月30日まで)に係る計算書類等の内容は、法令及び当社の定款第16条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.yumeshin.co.jp/)に掲載しておりますので、株主総会参考書類には掲載しておりません。

- (4) 夢テクノロジーの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容該当事項はありません。
- (5) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

(ア) 当社

本株式交換契約の締結

当社は、2018年11月14日に、当社を株式交換完全親会社、夢テクノロジーを株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記「2.本株式交換の内容の概要」に記載のとおりであります。

株式取得による会社等の買収

1. Centurion Capital Pacific Limitedの取得

当社は、2018年7月30日開催の取締役会において、P3OPLE4U,Inc.の株式を100%保有する特別目的会社Centurion Capital Pacific Limited (以下、便宜上「P4U社」といいます。)の株式を取得して子会社化することを決議しました。また2018年10月1日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

- (1) 企業結合の概要
 - ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 P3OPLE4U,Inc.

事業の内容 エンジニア派遣事業

※Centurion Capital Pacific Limitedは、P3OPLE4U,Inc.の株式の保有を目的として設立された会社であります。

②企業結合を行った主な理由

当社グループでは、いずれも人材不足が深刻である、建設、製造及びIT業界向け技術者派遣事業を成長ドライバーとした「中期経営計画」が進行中です。人材不足に関しましては、特に、IT人材の不足が世界的に加速すると予測されており、2030年には日本国内だけで約79万人不足するという試算も出ております。

このことから、国内外のIT人材を獲得することは、当社グループにとって大きな成長機会だと認識しております。今回、株式取得したP4U社は、フィリピンにて主にITエンジニアの派遣事業を行っております。フィリピンでは、安価な労働力を背景にBPO(Business Process Outsourcing)市場が拡大を続けており、また、国をあげてITエンジニアの育成に力を入れているため、P4U社も今後大きな成長を見込んでおります。このことから、中長期的に、国内外のIT人材を確保することを重要な経営戦略と位置づけている当社グループと親和性が高いと判断したため、P4U社株式を取得いたしました。

- ③企業結合日 2018年10月1日
- ④企業結合の法的形式 株式の取得
- ⑤結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。
- ⑥取得した議決権比率 75%
- ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠 当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価現金

225百万フィリピンペソ(PhP)

取得原価

225百万フィリピンペソ(PhP)

- (注) 取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。条件付取得対価は、被取得企業の一定期間の将来業績に応じて支払処理を行う契約となっており、現時点では確定しておりません。
- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額アドバイザリー費用等33百万円
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では確定しておりません。
- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債並びにその主な内訳 現時点では確定しておりません。
- (6) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

①条件付取得対価の内容

企業結合後の特定のマイルストーン達成に応じて、以下の条件付取得対価を支払うこととなっております。

- (a)P4U 社の2018年1月1日から2018年12月31日の期間の業績指標となるEBITDAが90%を達成した場合に75百万フィリピンペソ(PhP)。
- (b)P4U 社の2019年1月1日から2019年12月31日の期間の業績指標となるEBITDAを90%を達成、又は、2018年1月1日から2018年12月31日及び2019年1月1日から2019年12月31日の累積の業績指標となるEBITDAを90%以上達成した場合、100%を上限として、達成率に比例して下記のとおり支払う。

=17(-) 1 (-)7(1 1 20 1 3 0 1 1 00 1 2 00 7 2 32 1 2 0
達成率	条件付対価
90%~100%	57百万フィリピンペソ(PhP)~64百万フィリピンペソ(PhP)

②当連結会計年度以降の会計処理

取得対価の追加支払が発生した場合には、取得時に支払ったものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

- (7) 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由 識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了 しておりません。
- 2. ネプラス株式会社の取得

当社は、2018年9月26日開催の取締役会において、ネプラス株式会社(以下「ネプラス社」といいます。)の株式を取得して子会社化することを決議しました。また、2018年10月1日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

- (1) 企業結合の概要
 - ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 ネプラス株式会社

事業の内容 人材派遣・紹介サービス事業、IT機器の販売・レンタル

②企業結合を行った主な理由

現在、当社グループでは、主力事業である建設技術者派遣事業に加えて、エンジニア派遣事業においても、積極的な人材採用に取り組み、2020年9月期中に「グループ技術者数10,000人」を達成することで、建設業界及び製造・IT業界における旺盛な技術者派遣ニーズに対応し、2021年9月期には「連結売上高762億円、連結営業利益100億円」と飛躍的な業容拡大を目指す「中期経営計画」を策定し、その達成に向け全社一丸となって取り組んでおります。

特に人材不足に関しましては、IT人材の不足が世界的に加速すると予測されており、2030年には日本国内だけで約79万人不足するという試算も発表されております。また、製造業界においてもAIやIoTの活用による生産の自動化、最適化等の技術革新はその速度を増しており、研究開発部門のエンジニアに対する不足感が高まると予想しております。このことから、国内外のIT人材を獲得することは、当社グループにとって大きな成長機会であると認識しております。

今回株式取得したネプラス社はCISCO製品を中心としたIT機器の販売及びレンタル並びにITエンジニア派遣事業を展開しております。各製品に対する深い知識や取引先との強い関係性等に加えて、ビジネスの核となる高い技術力を持った、優秀なエンジニアが50名以上在籍しております。派遣先としましては、開発・設計分野のいわゆる上流工程がメインとなっており、これは、若手・未経験エンジニアが多く在籍している当社のエンジニア派遣セグメントにとって、「技術力」を補完することが期待できます。また、ネプラス社は当社グループが派遣実績のない複数の企業に対し、エンジニアを派遣していることから、顧客基盤の拡大が可能となるため、当社グループとの親和性が非常に高いと判断し、ネプラス社株式を取得いたしました。

- ③企業結合日 2018年10月1日
- ④企業結合の法的形式 株式の取得
- ⑤結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。
- ⑥取得した議決権比率100%
- ②取得企業を決定するに至った主な根拠 当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価現金

1,954百万円

取得原価

1.954百万円

- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額 アドバイザリー費用等102百万円
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では確定しておりません。
- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債並びにその主な内訳 現時点では確定しておりません。
- (6) 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由 識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておりません。

②夢テクノロジー

夢テクノロジーは、2018年11月14日に、当社を株式交換完全親会社、夢テクノロジーを株式 交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記「2. 本株式交換の内容の概要」に記載のとおりであります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2017年10月 1 日から) 2018年 9 月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2017年10月1日~2018年9月30日)における当社グループが属する技術者派遣業界は、日本全体として労働人口が減少しており、多くの業界が人材不足に陥っているため、需要は活況となりました。特に、高齢化及び若手不足が顕著な「建設業界」、そして、技術革新が著しい「IT業界」の人材不足は深刻な状況となっております。そのため、当社グループでは、建設業界及びIT業界に対し「高付加価値の人材」を供給するべく、人材の確保及び育成に注力してまいりました。

その結果、売上高に関しましては、技術者の増員に起因した建設技術者派遣及びエンジニア派 遣事業の伸張により前連結会計年度比9,908百万円(32.5%)増加の40,419百万円となりました。

営業利益に関しましては、建設技術者派遣事業にて派遣単価および稼働率が上昇したことに加え、採用費をはじめとしたコストのコントロールを徹底したことで、費用の増加は限定的となったため、前連結会計年度比2.824百万円(119.6%)増加の5.186百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益に関しましては、前連結会計年度比2,209百万円 (154.9%) 増加の3,635百万円となりました。

当連結会計年度の業績は、下表のとおりとなります。

(単位:百万円)

	2017年9月期	2018年9月期	増 減	増減率
売上高	30,510	40,419	9,908	32.5%
営業利益	2,361	5,186	2,824	119.6%
経常利益	2,423	4,940	2,516	103.8%
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,426	3,635	2,209	154.9%

セグメント別の業績については、次のとおりとなります。なお、セグメント利益及び損失に関しましては、営業利益と調整を行った数値となります。また、当連結会計年度から報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で表示しております。

①建設技術者派遣事業

(単位:百万円)

	2017年 9月期	2018年 9月期	増減	増減率
売 上 高	22,607	29,609	7,001	31.0%
セグメント利益	2,877	4,980	2,103	73.1%
期末技術者数	4,402人	5,066人	+664人	15.1%
期中平均技術者数	3,889人	4,852人	+963人	24.8%

<当事業の概況>

当社グループの中核事業であります建設技術者派遣事業におきましては、ゼネコン各社が抱える技術者の「高齢化」「若手不足」の影響により、派遣需要は旺盛に推移いたしました。また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック及びリニア中央新幹線関連工事などの大型工事が本格化する中、年間採用人数2,500人計画とし採用活動に注力してまいりました。その結果、当連結会計年度にて2,764人(前年同期2,666人)の採用実績となりました。それに伴い2018年9月末現在の在籍技術者数は前連結会計年度比664人増加の5,066人となっております。

<当事業の業績>

売上高に関しましては、技術者の増員による稼働人数の増加及び派遣単価の引き上げにより、 前連結会計年度比7,001百万円(31.0%)増加の29,609百万円となりました。

セグメント利益に関しましては、派遣単価及び稼働率が堅調に推移したことで売上総利益率が 前連結会計年度比2.3ポイント上昇したことに加え、採用費をはじめとした費用のコントロール を進めたため、前連結会計年度比2,103百万円(73.1%)増加の4,980百万円となりました。

②エンジニア派遣事業

(単位:百万円)

	2017年 9月期	2018年 9月期	増減	増減率
売 上 高	7,384	10,378	2,993	40.5%
セグメント利益	177	465	287	161.8%
期末エンジニア数	1,716人	2,414人	+698人	40.6%
期中平均エンジニア数	1,414人	1,977人	+563人	39.8%

<当事業の概況>

エンジニア派遣事業におきましては、省人化及び自動化への設備投資が活況の製造業界や、技術進歩が加速度的に進んでいるIT業界を中心として、エンジニア需要は引き続き活況となっております。

このような事業環境の下、増加するエンジニア需要に対応するべく、年間採用計画1,200人とし、採用活動に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の採用人数は1,118人(前年同期941人)となり、それに伴い2018年9月末現在の在籍エンジニア数は前連結会計年度比698人増加の2,414人となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、エンジニア数の増加により、前連結会計年度比2,993百万円(40.5%)増加の10,378百万円となりました。セグメント利益では、採用活動の効率化が寄与し、前連結会計年度比287百万円(161.8%)増加の465百万円となりました。

③その他事業

(単位:百万円)

			2017年 9月期	2018年 9月期	増減	増減率
売	上	高	657	508	△149	△22.7%
セグ	゚メント	損失	△561	△116	445	_

<当事業の概況>

その他事業におきましては、主に建設及び製造業各社への人材紹介及びベトナム現地の人材を 求めている日本企業への採用支援サービスの提供等を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は508百万円(前連結会計年度比22.7%減)、セグメント損失は116百万円(前連結会計年度はセグメント損失561百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は186百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

株式会社夢真ホールディングス・・・・・システム構築 株式会社夢テクノロジー・・・・・・・営業システムの拡充

また、当連結会計年度において、当社が保有していた社員寮の売却(売却額155百万円)を実施しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より5,100百万円の調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、2017年12月22日付で株式会社クルンテープの株式を取得し連結子会社といたしました。

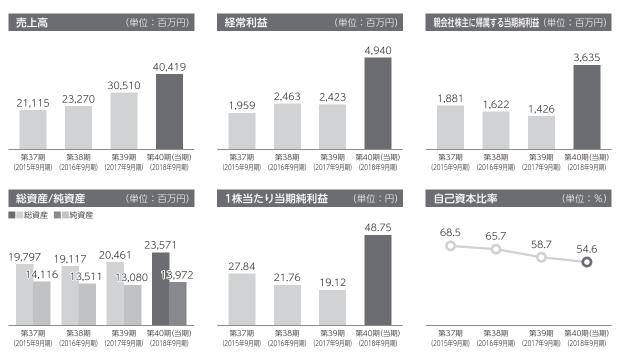
また、当社は、2017年12月13日付でKeepdata株式会社、2018年9月28日付で株式会社ダ ズルの株式を譲渡し連結・持分法適用の範囲から除外しております。

(8) 財産及び損益の状況

(単位:千円)

	区分		第37期 2015年9月期 (連結)	第38期 2016年9月期 (連結)	第39期 2017年9月期 (連結)	第40期 (当連結会計年度) 2018年9月期	
売	_	L	高	21,115,538	23,270,521	30,510,428	40,419,427
経	常	利	益	1,959,840	2,463,075	2,423,831	4,940,775
親会当	社株主 期 糸	に帰属 吨 利	する 益	1,881,695	1,622,988	1,426,083	3,635,738
1株	当たり	当期純	利益	27円84銭	21円76銭	19円12銭	48円75銭
総	Ĭ	資	産	19,797,536	19,117,814	20,461,033	23,571,433
純	Ĭ	資	産	14,116,984	13,511,582	13,080,374	13,972,559

(注) 当連結会計年度につきましては、前記の「(1) 事業の経過及び成果」をご参照ください。



(9) 対処すべき課題

当社グループでは、中核事業である建設技術者派遣及び製造業・IT業界向けエンジニア派遣事業 (以下、あわせて「技術者派遣事業」といいます。)の成長をドライバーとした中期経営計画(2019年9月期~2021年9月期)を策定しており、2021年9月期には、「グループ技術者数13,000人以上、連結売上高762億円、連結営業利益100億円」を目標としております。

上記目標を達成するため、当社グループの経営課題と認識している内容は以下のとおりであります。

①採用力の強化

当社グループの主要事業である技術者派遣事業における売上高の成長には、派遣技術者数の増員が必要不可欠となります。そのため、新卒中途、国内外問わず積極的な採用活動を展開してまいります。具体的には、継続的な広告活動による応募者数の確保、採用拠点の増設及び統廃合などの効率化並びに採用担当者のスキル向上による承諾率向上を図ります。また、海外人材の採用に関しては、世界各国に採用拠点を設けるだけでなく、日本語教室を開設するなどして、早期に年間1,000人程度の採用を実現するための基盤を築いてまいります。

②技術力の強化

当社グループの主要事業である技術者派遣事業では、派遣技術者の技術力を向上させることが企業価値向上の源泉であると認識しております。そのため、顧客から信頼される知識・技術・人間力を兼ね備えた技術者の育成に努めてまいります。具体的には、入社後に行われる導入研修後も、年4回のステップアップ研修を必修とし、定期的に技術者一人ひとりの技術水準をチェックしております。また、建設やIT関連の各種資格取得希望者のために特別講座を受講できる制度も設けております。さらに、座学による研修だけでなく、早期に実践的な技術を身につけるために、引き続きOJTの場を多く設け、技術力の向上を図ってまいります。

③営業力の強化

当社グループの主要事業である技術者派遣事業では、継続的成長及び利益率の維持・向上のため、適正な能力を有した技術者を、適正な価格でマッチングするための強力な営業部隊が必要となります。そのため、営業部門に目標達成度合いにより報酬が決定する成果主義を導入しており、一人ひとりが常に目標達成のため戦略的に行動できる強い営業部門の構築に取り組んでおります。 ④定着率の改善

当社グループの主要事業である技術者派遣事業では、技術力向上のため、継続して学習し、実務経験を多く積むことが技術者としての価値を高め、延いては企業価値の向上に繋がります。そのため、一定以上の在籍年数が必要不可欠となります。特に建設業界は他業種と比較し定着率が低い傾向にあることから、当社では、新人技術者一人ひとりのフォロー、定期的な技術研修制度や海外研修旅行の実施など各種施策に継続的に取り組み、定着率を安定した水準で維持できるように努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
棚 夢 テ ク ノ ロ ジ ー	1,290,940 千円	61.31 %	人材派遣
無夢エージェント	40,000 千円	100.00 %	人材紹介
	10,000 千円	100.00 %	IT関連

(注)Keepdata株式会社につきましては、2017年12月13日付で当社が保有する全株式を譲渡したため、連結子会社から除外しております。

株式会社夢エデュケーションは、2018年8月1日付で株式会社夢テクノロジーを存続会社とする吸収合併により、消滅しております。

株式会社夢ソリューションズは、2018年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(11) 主要な事業内容 (2018年9月30日現在)

事業区分	事業内容
建設技術者派遣事業	施工管理技術者及びCADオペレーター派遣、施工図面の作成
エンジニア派遣事業	製造業向けエンジニアの派遣、ソフトウェアの受託開発
その他事業	建設業及び製造業への人材紹介、フィリピン現地人材への日本語教育、ベトナム現地人材の採用支援

(2018年9月30日現在)

① 当社

本				社	東京都千代田区
大	阪	営	業	所	大阪府大阪市中央区
名	古	屋営	業	所	愛知県名古屋市中村区
仙	台	営	業	所	宮城県仙台市青葉区
福	岡	営	業	所	福岡県福岡市博多区
横	浜	営	業	所	神奈川県横浜市西区
広	島	営	業	所	広島県広島市中区
札	幌	営	業	所	北海道札幌市中央区

② 子会社

 (株)	夢	テ	7	1		ジ	_	本社:東京都品川区
(株)	夢	エ	_	ジ	I	ン	 	本社:東京都渋谷区
(株)	夢、	ソリ	ユ	_	ショ	ョン	ズ	本社:東京都品川区

(注)2017年11月18日付をもって、株式会社夢ソリューションズは東京都千代田区から移転いたしました。 株式会社夢ソリューションズは2018年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により、消滅しております。

(13) 使用人の状況 (2018年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設技術者派遣事業	5,514名	847名
エンジニア派遣事業	2,606名	740名
その他事業	67名	△67名
合 計	8,187名	1,520名

- (注)1. 使用人数は、受入出向者を含み、社外への出向者を含まない就業人員であります。
 - 2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、1,520名増加しましたのは、建設技術者派遣事業及びエンジニア派遣事業における採用活動の強化によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,514名	847名増	29歳4ヶ月	2年4ヶ月

- (注)1. 使用人数には、期間社員等343名を含んでおります。
 - 2. 使用人数が前期末と比べて、847名増加しましたのは、採用活動の強化によるものであります。

(14) 主要な借入先 (2018年9月30日現在)

借 入 先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,273,750 千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,065,000 千円
三井住友信託銀行株式会社	450,000 千円

(15) その他企業集団の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

- (1) 株式に関する事項
 - ① 発行可能株式総数
 - ② 発行済株式の総数
 - ③ 株主数
 - 4) 大株主

160,000,000株 74,573,440株 28,148名

0.74%

名 持 株 数 持株比率 株 主 24.71% 佐 眞 吾 18,425,440株 藤 佐 限 社 藤 総 合 企 圃 12.444.000株 16.69% サービス信託銀行 (信託口) 3,324,700株 4.46% 信託銀行株式会社 日本マスタートラスト 3.150.300株 4.22% 託 GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL 964,571株 1.29% 深 井 880,040株 1.18% 英 樹 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託 □) 0.93% 691,700株 佐 淑 688,000株 0.92% 藤 子 MSIP CLIENT SECURITIES 569,462株 0.76%

550,100株

TRUST

ACCOUNT

(注)1. 当社は、自己株式を86株保有しております。

JPMC GOLDMAN

JASDEC LEND

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

ING

SACHS

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が当事業年度の末日において保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中の使用人等に対する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2017年9月6日開催の取締役会において、下記のとおり、ストック・オプションとしての新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を決議し、2017年10月10日に本新株予約権を発行いたしました。

	【第11回新株予約権】
新株予約権の払込期日及び割当日	2017年10月10日
新株予約権の発行総数	1,718個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的となる株式	普通株式171,800株
新株予約権の発行価額	総額1,800,464円 (新株予約権1個につき1,048円)
新株予約権の行使期間	2020年4月1日から 2025年3月31日
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり801円
新株予約権の行使による株式発行価額	総額137,611,800円
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社取締役、監査役及び役職従業員

(注)新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、2018年9月期と2019年9月期の当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書における税金等調整前当期純利益の累計額が60億円を超過している場合にのみ、下記②に定められた割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき税金等調整前当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ②新株予約権者は、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - (ア)2020年4月1日から2022年12月31日

新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

(イ)2023年1月1日から2025年3月31日

新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の100%

- ③新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項(2018年9月30日現在)

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐藤真吾	
代表取締役社長	佐藤大央	執行役員社長 ㈱夢テクノロジー 取締役 侑佐藤総合企画 代表取締役
専務取締役	佐藤義清	㈱夢テクノロジー 取締役
取 締 役	添 田 優 作	執行役員管理本部長兼経営企画室部長兼 関係会社管理部部長
取 締 役	楠 原 正 人	
取 締 役	坂 本 朋 博	SBI FinTech Solutions㈱ 社外監査役
取 締 役	小 田 美 紀	㈱フィナンテック 取締役
常勤監査役	髙橋宏文	
監 査 役	六 川 浩 明	首都大学東京 産業技術大学院大学講師 ㈱青山財産ネットワークス 社外監査役 ㈱システムソフト 社外監査役 ㈱ウェザーニューズ 独立委員会委員 ㈱医学生物学研究所 社外監査役 ㈱ツナグ・ソリューションズ 社外取締役 ㈱オウケイウェイヴ 社外監査役
監 査 役	松本幸夫	何マツモトビジネスコーディネイト 代表取締役

- (注) 1. 取締役坂本朋博及び取締役小田美紀の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役髙橋宏文及び監査役六川浩明の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役六川浩明氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位:千円)

区分	人数	支給額
取 締 役	7名	84,499
(うち社外取締役)	(2名)	(7,200)
監査役	3名	13,200
(うち社外監査役)	(2名)	(9,600)
合 計	10名 (4名)	97,699 (16,800)

- (注) 1. 2002年12月開催の第24回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額400,000千円以内と 決議をいただいております。
 - 2. 2015年12月開催の第37回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額15,000千円以内と 決議をいただいております。

④ 社外役員に関する事項

	坂 本 朋 博 (取 締 役)	小 田 美 紀 (取 締 役)
重要な兼職先と当社との関係	SBI FinTech Solutions㈱の社 外監査役を兼任しております。 なお、上記1社と当社に取引関 係はなく、記載すべき事項はご ざいません。	(㈱フィナンテックの取締役を兼任しております。なお、上記1社と当社との間にはIRに関する業務委託の取引関係があります。
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし	該当なし
当事業年度における主な活動状況	当事業年度に開催された取締役会(電子会議を除く)12回の全てに出席し、有識者としての豊富な経験をもとに、必要な発言を適宜行っております。	当事業年度に開催された取締役会(電子会議を除く)12回の全てに出席し、有識者としての豊富な経験をもとに、必要な発言を適宜行っております。

	高 橋 宏 文 (監 査 役)	六川浩明(監査役)
		㈱青山財産ネットワークスの社
		外監査役、㈱システムソフトの
		社外監査役、㈱ウェザーニュー
		ズの独立委員会委員、㈱医学生
		物学研究所の社外監査役、㈱ツ
重要な兼職先と当社との関係	該当なし	ナグ・ソリューションズの社外
		取締役及び㈱オウケイウェイヴ
		の社外監査役を兼任しておりま
		す。なお、上記6社と当社に取
		引関係はなく、記載すべき事項
		はございません。
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし	該当なし
	当事業年度に開催された取締役	当事業年度に開催された取締役
	会 (電子会議を除く) 12回の全	会 (電子会議を除く) 12回の全
	てに出席し、また、監査役会15	てに出席し、また、監査役会15
当事業年度における主な活動状況	回の全てに出席し、有識者とし	回の内14回に出席し、有識者と
	ての豊富な経験をもとに、必要	しての豊富な経験をもとに、必
	な発言を適宜行っております。	要な発言を適宜行っておりま
		す。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,700千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52,700千円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会 計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、当社は、会計監査人の適正な職務の執行が困難である場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 会社の体制及び方針

- (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び運用状況の概要
 - ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款適合性を確保するための体制 当社及び当社子会社は、取締役会を定期的に開催して、取締役が相互に職務執行の法令・定款

当在及び当在士会在は、取締役会を定期的に開催して、取締役が相互に職務執行の法令・定款への適合を監視する体制を構築しております。

また、コンプライアンス規程を制定・施行するとともに、コンプライアンス事務局を設けて全社的な管理を行い取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守するよう努力しております。

当社の内部監査室は、グループ各社に対しても内部監査を行い、法令・定款適合性の監査を行っております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等(電磁的記録含む。)の保存及び管理を行っております。また、情報の保存及び管理に係る社内規程を整備しております。情報セキュリティに係る体制については、専門部署を設けて十分な体制を構築しております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、リスク管理規程を制定・施行するとともに、発生確率・影響度に応じたリスクマップを作成し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行っております。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - イ. 当社の取締役会は、グループの中期経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、 事業年度ごとに業績目標を設定しております。
 - □. 当社及び当社子会社は、取締役の意思決定を効率的に執行するために、有効な職務分掌・ 稟議規程を定め業務執行組織を運営しております。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程を定め、当社子会社に対し、財務状況その他の重要事項について当社への報告・協議を義務付けております。

⑥ その他当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を制定・施行し、グループ全体の適正な経営方針を確保するための体制を整備するとともに、グループ会社を管理する部として関係会社管理部を設置し、監督・指導を行う体制を構築しております。

また、コンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理については、当社が統括し、必要な助言・指導を行っております。

当社の内部監査室は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議を行い、監査役を補助すべき使用人を指名しております。

なお、指名された使用人への指揮権は、補助をしている期間は監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けておりません。

⑧ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する 事項

監査役が、取締役及び使用人から、業務執行の状況について報告を受けることができる体制を 整備するとともに、監査を実施する社内各部署との協調・連携を強化しております。

⑨ 当社子会社の取締役・監査役・使用人、これらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告 をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

当社子会社の役員は、当社監査役会と定期的に会合を持ち、業務遂行に関する事項等について報告を行う体制を構築しております。

また、当社子会社の取締役・監査役・使用人は、当社監査役から業務遂行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

⑩ 8及び9の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを 確保するための体制

監査役に対して、情報提供をした取締役及び使用人が当社及び当社子会社において不利益な取扱いを受けない制度をコンプライアンス規程にて定めております。

⑪ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い等

当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めがあったときは、その費用等が、監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行います。

- ② その他監査の実効性確保に関する事項
 - イ. 監査役は、あらゆる会議への出席権限を有します。
 - 口. 監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限を具体化する体制を整備しております。
 - ハ. 監査役は、コンプライアンス部署、情報保管・管理部署、リスク管理部署、内部監査室と の連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交 換を行っております。
 - 二.監査役は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行います。

③ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係を持たないことを企業倫理綱領及び行動基準として制定し、遵守事項として掲げております。また、反社会的勢力による不当請求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備しております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況につきましては、各部署において、その適切な運用に努めるとともに、当社の内部監査室が業務処理統制監査において検証を行っております。 また、当社の内部監査室はその検証結果を内部監査報告書として代表取締役及び監査役会に対し、報告を行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、永続的な事業の成長、資本効率の最適化による株主価値の向上とともに、安定的な配当に努めていきたいと考えております。

なお、配当金の額に関しましては、財務基盤の健全性と成長戦略を実行するための再投資資金等 を総合的に勘案し決定しており、中間配当・期末配当の年2回実施いたします。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき20.00円とさせていただきます。なお中間期において、中間配当金1株につき15.00円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき35.00円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

 科 目	第 40 期 2018年9月30日現在				
 資産の部	2010年97]30日%任				
流動資産	18,886,530				
現金及び預金	11,300,821				
受取手形及び売掛金	5,973,462				
電子記録債権	9,529				
たな卸資産	887				
繰延税金資産	363,846				
その他	1,255,817				
貸倒引当金	△17,834				
固定資産	4,677,569				
有形固定資産	938,286				
建物及び構築物	435,127				
機械装置及び運搬具	3,275				
土地	395,062				
リース資産	13,491				
その他	91,329				
無形固定資産	744,270				
のれん	610,028				
その他	134,241				
投資その他の資産	2,995,012				
投資有価証券	2,052,529				
長期貸付金	101,243				
繰延税金資産	81,653				
その他	798,457				
貸倒引当金	△38,872				
繰延資産	7,334				
株式交付費	7,334				
資産合計	23,571,433				

<u> </u>	(単位:千円)					
科目	第40期 2018年9月30日現在					
負債の部						
流動負債	6,646,564					
買掛金	9,175					
短期借入金	100,000					
1年内返済予定の長期借入金	1,208,850					
リース債務	4,725					
未払法人税等	1,082,346					
未払費用	2,025,934					
賞与引当金	634,663					
株主優待引当金	74,294					
その他	1,506,575					
固定負債	2,952,310					
長期借入金	2,538,000					
リース債務	10,238					
退職給付に係る負債	306,790					
資産除去債務	66,183					
その他	31,098					
負債合計	9,598,874					
純資産の部						
株主資本	12,789,731					
資本金	805,147					
資本剰余金	9,717,657					
利益剰余金	2,266,936					
自己株式	△9					
その他の包括利益累計額	82,711					
その他有価証券評価差額金	89,098					
為替換算調整勘定	△4,791					
退職給付に係る調整累計額	△1,595					
新株予約権	72,142					
非支配株主持分	1,027,973					
純資産合計	13,972,559					
負債・純資産合計	23,571,433					

連結損益計算書

(単位:千円)

	科目	第40期 自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日
I	売上高	40,419,427
	売上原価	28,080,910
	売上総利益	12,338,516
Ш	販売費及び一般管理費	7,152,291
	営業利益	5,186,225
IV	営業外収益	187,047
	受取利息	4,190
	受取配当金	13,419
	投資事業組合運用益	28,825
	受取家賃	50,026
	その他	90,585
V	営業外費用	432,497
	支払利息	24,993
	賃貸収入原価	30,286
	株式交付費償却	12,572
	持分法による投資損失	225,166
	株主優待費用	74,294
	その他	65,183
	経常利益	4,940,775
VI	特別利益	449,766
	新株予約権戻入益	1,816
	関係会社株式売却益	440,997
	その他	6,952
VI	特別損失	305,138
	固定資産売却損	4,035
	投資有価証券評価損	55,190
	減損損失	226,504
	その他	19,408
	税金等調整前当期純利益	5,085,403
	法人税、住民税及び事業税	1,492,123
	法人税等調整額	△150,426
	当期純利益	3,743,706
	非支配株主に帰属する当期純利益	107,968
	親会社株主に帰属する当期純利益	3,635,738

連結株主資本等変動計算書

(自 2017年10月1日) 至 2018年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本												
	資 本	金	資本	資本剰余金			余	金	自	株	式		株主資本合計
当連結会計年度期首残高	805	,147	9	9,700,676		1,31	7,1	88			△9	11,823,002	
当連結会計年度変動額													
連結子会社の増資による 持分の増減			16,980							16,980			
					△75,922						△75,922		
剰余金の配当						2,61	0,0	67					△2,610,067
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,63	35,7	38					3,635,738
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純 額)													
当連結会計年度変動額合計		_		16,980		94	19,7	48	_		_		966,728
当連結会計年度末残高	805	,147	Ç	9,717,657	2,266,936		36	△9			12,789,731		
	その他の包括利益累言					計	額						
	その他 有価証券 評価差額金		換算過定	退職給付に 係る調整累 計 額	その他の包 新 予 括利益累計		株 非		非支配株		純資産合計		
当連結会計年度期首残高	164,657		3,428	△2,664	1	58,5	64	72,396		72,396 1,026,4		10	13,080,374
当連結会計年度変動額													
連結子会社の増資による 持分の増減													16,980
持分法の適用範囲 の 変 動													△75,922
剰余金の配当													△2,610,067
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益													3,635,738
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純 額)	△75,559	Δ	1,362 1,069		∂ △75,852 △25		△253	△253 1,56		52	△74,543		
当連結会計年度変動額合計	△75,559		1,362	1,362 1,069		△75,852 △253		△253		1,56	52	892,185	
当連結会計年度末残高	89,098		4,791	△1,595	5	82,7	11		72,142	1,0	27,97	73	13,972,559

貸借対照表

 科 目	第40期
	2018年9月30日現在
資産の部	14011 510
流動資産	14,911,518
現金及び預金	9,046,060
売掛金	4,565,461
製品	801
貯蔵品	86
前払費用	257,575
繰延税金資産	299,407
その他	939,960
貸倒引当金	△197,834
固定資産	5,655,444
有形固定資産	845,961
建物	362,465
構築物	95
車両運搬具	2,058
工具器具及び備品	72,788
土地	395,062
リース資産	13,491
無形固定資産	110,396
ソフトウエア	97,114
その他	13,282
投資その他の資産	4,628,576
投資有価証券	1,421,298
関係会社株式	2,330,610
長期貸付金	100,800
従業員に対する長期貸付金	433
破産更生債権等	37,519
繰延税金資産	120,696
その他	656,079
貸倒引当金	△38,872
資産の部合計	20,496,453

<u> </u>	(単位:千円)
科目	第40期 2018年9月30日現在
負債の部	
流動負債	5,291,597
買掛金	9,175
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	1,108,850
リース債務	4,725
未払金	294,645
未払費用	1,525,027
未払法人税等	1,007,800
前受金	63,488
預り金	112,569
賞与引当金	373,053
株主優待引当金	74,294
その他	617,966
固定負債	2,295,132
長期借入金	2,188,000
リース債務	10,238
資産除去債務	65,858
その他	31,036
 負債の部合計	7,586,729
祝貝座の部 株主資本	12,744,750
体工具本 資本金	805,147
資本 資本剰余金	9,345,523
資本準備金	867,545
その他資本剰余金	8,477,977
利益剰余金	2,594,089
利益準備金	13,478
その他利益剰余金	2,580,611
別途積立金	100,000
繰越利益剰余金	2,480,611
自己株式	△9
評価・換算差額等	95,207
その他有価証券評価差額金	95,207
新株予約権	69,766
純資産の部合計	12,909,724
負債・純資産の部合計	20,496,453

損益計算書

	<u> </u>	_ 异 _ 宣 (単位:千円)
	科目	第40期 自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日
I	売上高	29,609,178
Π	売上原価	20,004,225
	売上総利益	9,604,952
	販売費及び一般管理費	4,624,321
	営業利益	4,980,631
IV	営業外収益	324,894
	受取利息	5,685
	受取配当金	173,155
	受取家賃	62,206
	その他	83,846
V	営業外費用	179,141
	支払利息	23,042
	賃貸収入原価	30,286
	株主優待費用	74,294
	支払手数料	21,397
	その他	30,121
	経常利益	5,126,384
VI	特別利益	445,356
	関係会社株式売却益	440,996
	新株予約権戻入益	1,060
	その他	3,300
VII	特別損失	905,509
	固定資産売却損	3,911
	貸倒引当金繰入額	179,999
	関係会社株式評価損	643,038
	その他	78,559
	税引前当期純利益	4,666,231
	法人税、住民税及び事業税	1,401,534
	法人税等調整額	△102,914
	当期純利益	3,367,610

株主資本等変動計算書

(自 2017年10月1日) 至 2018年9月30日)

(単位:千円)

			株	主	資	本		
資本剰余金			利益剰余金					
	資本金	資本金 資 本 準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益
	7(1-					別 途積立金	繰越利益 剰余金	利
当期 首残高	805,147	867,545	8,477,977	9,345,523	13,478	100,000	1,723,067	1,836,546
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△2,610,067	△2,610,067
当 期 純 利 益							3,367,610	3,367,610
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	757,543	757,543
当 期 末 残 高	805,147	867,545	8,477,977	9,345,523	13,478	100,000	2,480,611	2,594,089

	株主資本		評価・換算差額等		±⊆ +/+	然 恣弃	
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	新 株 予約権	純資産 合計	
当期 首残高	△9	11,987,206	174,783	174,783	69,026	12,231,017	
当 期 変 動 額							
剰余金の配当		△2,610,067				△2,610,067	
当期純利益		3,367,610				3,367,610	
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)			△79,576	△79,576	740	△78,836	
当期変動額合計	_	757,543	△79,576	△79,576	740	678,706	
当 期 末 残 高	△9	12,744,750	95,207	95,207	69,766	12,909,724	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年11月19日

株式会社 夢真ホールディングス 取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 村 知 弘 印 業 務 執 行 社 員 公認会計士 田 村 知 弘 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社夢真ホールディングスの2017年10月1日から2018年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年11月14日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社夢テクノロジーを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年11月19日

株式会社 夢真ホールディングス 取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 印 業務 執 行 社員 公認会計士 大 兼 宏 章 印 指定有限責任社員 公認会計士 田 村 知 弘 印 業務 執 行 社員 公認会計士 田 村 知 弘 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社夢真ホールディングスの2017年10月1日から2018年9月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年11月14日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社夢テクノロジーを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会監査報告

当監査役会は、2017年10月1日から2018年9月30日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年11月22日

株式会社 夢真ホールディングス 監査役会 常勤監査役 髙 橋 宏 文 ⑩ 監 査 役 六 川 浩 明 ⑩ 監 査 役 松 本 幸 夫 ⑩

以上

	〈メーモー欄〉
-	

<.	メモ	欄〉			
_					
_					
_					
_					
_					

	〈メーモー欄〉
-	

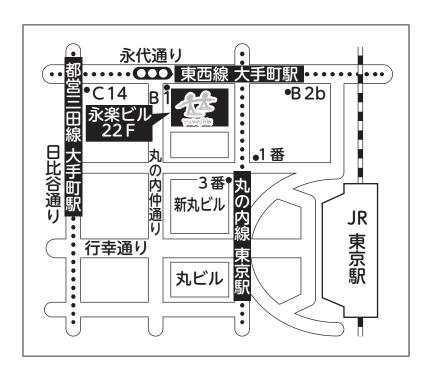
株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング22階 本社会議室

日 時 2018年12月19日(水曜日)

午前9時30分(受付開始:午前9時)



交通のご案内

地下鉄東西線/大手町駅 B1番出口(徒歩約2分) 地下鉄丸ノ内線/東京駅 1番出口(徒歩約4分) JR線/東京駅 丸の内中央口(徒歩約6分)

